利用者様へ

訪問看護ステーションきずなサテライトふれあいポート重要事項説明書（介護保険）

あなた（あなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。
この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8上の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1　訪問看護を提供する事業者について

事業者名	大阪みなみ医療福祉生活協同組合
代表者氏名	中村　三千人
本社所在地（連絡先）	〒599－8124堺市東区南野田127番地（TEL072－236－3211）

2　利用者に対してのサービス提供する事業者

事業者名	訪問看護ステーションきずなサテライトふれあいポート
介護保険指定事業者番号	2763890049
事業所所在地	〒599－8124堺市東区南野田 131-3
連絡先・相談担当者名	TEL072－236－3751　Fax072－236-1160 相談者　原　朋恵
事業所の通常実地地域	堺市・大阪狭山市・富田林市・河内長野市

3　事業の目的および運営方針

事業の目的	訪問看護事業は、適切な運営の確保と利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（要支援状態）の利用者の立場にたった指定訪問看護（指定予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。
運営方針	ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4　事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～土まで　　但し、日・祝と《年末年始12／30～1／4まで》は休業となります。
営業時間	9 時 00 分から17 時 00 分まで（土曜日は 13:00 まで）

5　事業所の職員体制

責任者　　原　朋恵			
看護師	常勤　　3 名	非常勤　　2 名	訪問　　5 名
作業療法士	常勤　　ー	非常勤　　1 名	

6　訪問看護の内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係わる居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画《ケアプラン》に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 1、具体的な訪問看護のサービス内容 ①　病状・障害の観察　　⑥ターミナルケア ②　清拭・洗髪等による清潔の保持　　⑦認知症患者の看護 ③　食事及び排泄等の日常生活の世話　　⑧療養生活や介護方法の指導 ④　床ずれの予防・処置　　⑨カテーテル等の管理 ⑤　リハビリテーション　　⑩その他医師の指示による医療処置 2、訪問看護報告書の作成

7 提供するサービスの利用料、利用者負担額（1 割）　　（2、3 割は別紙）

サービス提供時間	20分未満		30 分未満		30 分以上1時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分	
	単位	利用負担	単位	利用負担	単位	利用負担	単位	利用負担
昼間(午前 8 時から午後 6 時まで)	314	336 円	471	504 円	823	880 円	1128	1207 円
早朝(午前 6 時～8 時) 夜間(午後 6 時～10 時)	391	419 円	587	628 円	1026	1098 円	1406	1505 円
深夜(午後 10 時～午前 6)	469	502 円	705	755 円	1231	1318 円	1687	1805 円
作業療法士リハビリ	294	315 円						

1日に2回を超えて訪問看護を行なう場合、1回につき所定単位数に90／100を乗じた単位数に算定する。

加算	単位	利用者負担額	算定回数等
緊急時訪問看護加算	600	642円	1月に1回
特別管理加算(Ⅰ)	500	535円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	250	268 円	1月に1回
ターミナルケア加算	2500	2675円	死亡月に1回
複数名訪問看護加算	254	272 円	1回当たり(30 分未満)
	402	431 円	1回当たり(30 分以上)
長時間訪問看護加算	300	321円	1回当たり
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	7 円	1回当たり
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3	4円	1 回当たり
初回加算 Ⅰ 初回加算Ⅱ	350 300	375円 321円	1回当たり
退院時共同指導加算	600	642円	1回当たり
看護体制強化加算(Ⅰ)	550	589 円	1 月に 1 回
看護体制強化加算(Ⅱ)	200	214 円	1 月に 1 回

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いになります。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

単位数に地域加算・人件費加算率(10．7%)を乗じ、各利用者の負担割合に応じた額を計算し、請求することになります。

＊ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお同意書面は別添のとおりです。

＊ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者《下記参照》に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

特別管理加算(Ⅰ)　在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は、気管カニューレ若しくは、留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算(Ⅱ)　在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人口膀胱を設置している状態、真皮を超える褥創の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

＊ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意書を得てその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

＊ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、準看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合《利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等》加算します。

＊ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定

めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

＊ 主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

＊ 初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは、初回の指定訪問看護を行った日の属する月に算定します。
退院時共同指導加算は、退院又は退所するにあたり、訪問看護師が、医療機関と連携を図り、初回の訪問看護を行った場合に算定できる。（初回加算とは同時算定できない。）

＊ サービス提供強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が利用者に対し、訪問看護を行った場合に算定します
サービス提供強化加算（Ⅰ）看護師のうち勤続 7 年以上のものが 30%以上の場合算定します。
サービス提供強化加算（Ⅱ）看護師のうち勤続 3 年以上のものが 30%以上の場合算定します。
この項目に関しては加算の変動があることをご了承ください。

＊看護体制強化加算は厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が利用者に対し訪問看護を行った場合に算定できます。
看護体制強化加算（Ⅰ）算定月の前 6 か月の利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者が 20%以上
算定月の前6か月の利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者が50%以上
算定月の前 12 か月においてターミナルケア加算を算定した利用者が 5 名以上
看護体制強化加算（Ⅱ）算定月の前 6 か月の利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者が 20%以上
算定月の前6か月の利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者が50%以上
算定月の前 12 か月においてターミナルケア加算を算定した利用者が 1 名以上
この項目に関しては加算変動があることをご了承ください。

指定訪問看護サービス内容の見積もり

曜日	訪問時間帯	サービス内容	単位数	利用者負担額	備考

加算内容
1カ月あたりのお支払額とその目安
この見積もりの有効期限は、説明の日から1カ月以内とします。

8 その他の費用について

交通費について	①事業所から片道2km未満　無料 ②片道2kmから3kmまで　200円 ③片道3km以上　300円
キャンセル料	キャンセル料は不要です
サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。

駐車場が確保できず、コインパーキングなどを　使用する場合駐車代金を頂くことがあります。

9 料金のお支払い方法について

① 利用者様のお住まいでサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、利用者様のご負担になります。

② 毎月末に利用料を集計し、翌月20日までに請求書を送付します。毎月末日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(1) 利用者指定口座からの自動振替（毎月27日に引き落とします。当日金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。）

(2) 郵便払い込み

(3) 現金払い

10 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者　原　朋恵

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備します。

⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 秘密保持と個人情報の保護について
事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
事業者は、利用者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

12 緊急時の対応方法について
サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医医師への連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

医療機関		所在地	
主治医名		TEL・Fax	
家族の名前・続柄			
家族の連絡先			

13 事故発生時の対応について
利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。
また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14 身分所携行義務
訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15 心身の状況の把握
指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 居宅介護支援事業所等との連携
① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業所及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

17 サービス提供の記録
① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
② 利用者は、事業者に対して保存されるサービスの提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
③ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係わるページに必要な事項を記載します。

18 衛生管理等
① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 サービス提供に関する相談、苦情について
苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情

の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果を行います。（時間を要する内容その旨を翌日までには連絡します。）

20 相談・苦情窓口について

事業所窓口	訪問看護ステーションきずなサテライトふれあいポート　　責任者　原　朋恵
所在地	堺市東区南野田 131-3 番地　電話　072－236－3751　ファックス　072－236－1160
受付時間	月曜日～土曜日　9:00～17:00【土曜日は 13:00 まで】（日祝除く）
市町村窓口	堺市東保健福祉総合センター　地域福祉課
所在地	堺市東区日置荘原寺町195－1　電話　072－287－8112　ファックス　072－287－8117
受付時間	月曜日～金曜日　9:00～17:15
公的団体の窓口	大阪府国民健康保険団体連合会
所在地	大阪市中央区常盤町1－3－8 電話06－6949－5446　ファックス06－6949－5417

窓口名	住所	電話	ファックス
堺保健福祉総合センター	堺市堺区南瓦町3－1	228－7477	228－7870
中保健福祉総合センター	堺市中区深井沢町2470－7	270－8195	270－8103
西保健福祉総合センター	堺市西区鳳東町6－600	275－1919	275－1919
南保健福祉総合センター	堺市南区桃山台1－1－1	290－1812	290－1818
北保健福祉総合センター	堺市北区金岡町5－1－4	258－6771	258－6836
美原健康福祉総合センター	堺市美原区黒山167－1	361－1881	362－7532
大坂狭山市保健福祉部介護保険課	大阪狭山市1－2384－1	366－0011	366－9696
富田林介護保険室	富田林市常磐町1－1	0721－25－1000	0721－25－9037
河内長野市介護高齢課	河内長野市原町1－1－1	0721――53－1111	0721－50－1088

21 第三者評価について

第三者評価の有無	無し

22重要事項説明の年月日

この重要事項の説明年月日	2025　年　月　日

上記内容について、「指定訪問看護サービス等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、
利用者に説明を行いました。

所在地	堺市東区南野田127番地
法人名	大阪みなみ医療福祉生活協同組合
代表者名	中村　三千人
事業所名	訪問看護ステーションきずなサテライトふれあいポート
説明者氏名	原　朋恵

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

代筆理由（　　）